

第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

第1章 実施体制

基本理念と目標

感染症危機は県民の生命及び健康や県民生活及び県内経済に広く大きな被害を及ぼすことから、全県の危機管理の問題として取り組む必要がある。国、県及び市町村、J I H S、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、関係機関とも協調しながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護し、県民生活及び県内経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

第1節 準備期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

（2）所要の対応

1-1. 県及び市町村等の行動計画等の作成や体制整備・強化【健康福祉部、知事戦略部、総務部】

- ① 県、市町村及び指定（地方）公共機関は、それぞれ県行動計画、市町村行動計画又は指定（地方）公共機関における業務計画を作成・変更する。県及び市町村は、それぞれ県行動計画又は市町村行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く⁴⁵。
- ② 県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業

⁴⁵ 特措法第7条第3項及び第9項並びに第8条第7項及び第8項

第3部第1章 実施体制（準備期）

務継続計画を作成・変更する。県の業務継続計画については、管内の保健所等や市町村の業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。

- ③ 県は、特措法の定めのほか、県対策本部に関し、必要な事項を条例で定める⁴⁶。
- ④ 県は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、平時から研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や全庁の役割分担に関する調整を行う。
- ⑤ 県、市町村、指定（地方）公共機関、医療機関等は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、職員等の育成等を行う。特に、県等は、国やJ I H Sの研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所や衛生環境研究所等の人材の確保や育成に努める。
- ⑥ 県は、国からの支援を有効に活用し、新型インフルエンザ等対策に必要な施設・設備の整備等を行う。

1-2. 実践的な訓練の実施【健康福祉部】

県、市町村、指定（地方）公共機関及び医療機関は、県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-3. 国及び県及び市町村等の連携の強化【健康福祉部、知事戦略部、総務部、群馬県警察】

- ① 県は、国、市町村及び指定（地方）公共機関と、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。
- ② 国、県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等の発生に備え、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ③ 県は群馬県警察、消防機関、自衛隊等と連携を進める。
- ④ 県は、県連携協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針⁴⁷等を踏まえ、県予防計画の見直しを行う。なお、県予防計画を改定する際には、県行動計画、県医療計画、保健所及び衛生環境研究所等が作成する健康危機対処計画との整合を図る⁴⁸。
- ⑤ 県は、第3節（対応期）に記載している特定新型インフルエンザ等対策（特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。）の代行や応援の具体的な運用方法について、市町村と事前に調整し、着実な準備を進める。

⁴⁶ 特措法第26条

⁴⁷ 感染症法第9条及び第10条第1項

⁴⁸ 感染症法第10条第8項及び第17項

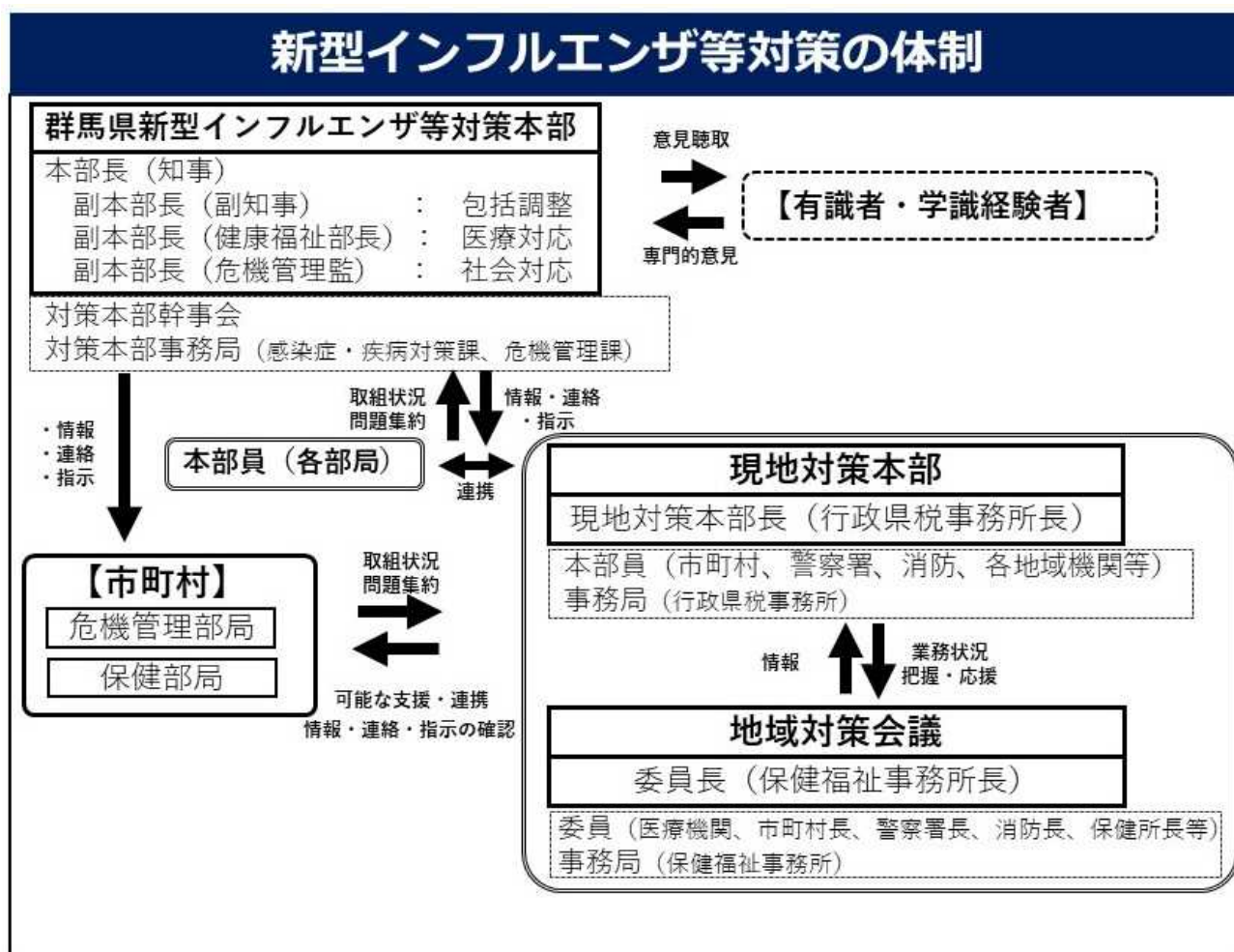
第3部第1章 実施体制（準備期）

- ⑥ 県は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、市町村や医療機関、感染症試験研究等機関⁴⁹等の民間機関に対して総合調整権限を行使し⁵⁰、着実な準備を進める。

1-4. 県の組織体制及び各部局の役割分担【健康福祉部、全部局】

県は、新型インフルエンザ発生時に迅速に対応を行うため、新型インフルエンザ等対策にかかる有事の組織体制及び各部局の主な役割を次のとおり定める。

【図9 新型インフルエンザ等対策の体制】



⁴⁹ 感染症法第15条第16項に定める感染症の治療の方法の研究、病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行う機関をいう。以下同じ。

⁵⁰ 感染症法第63条の3第1項

第3部第1章 実施体制（準備期）

【表2 新型インフルエンザ等対策にかかる各部局の主な役割】

部局等	主な役割
知事戦略部	○ 県民への情報提供（広報、報道機関対応を含む）に関する事 ○ 県民への啓発に関する事 ○ 県ホームページの運営に関する事 ○ 海外在住県民への情報提供に関する事 ○ 県庁ネットワークの維持に関する事 ○ 県立大学等における感染予防に関する事 ○ 公共交通機関の確保及び利用の自粛（人の流れ）に関する事
総務部	○ 危機管理（社会対応）の総合調整に関する事 ○ 自衛隊の災害派遣要請に関する事 ○ ライフライン事業者（ガス、電気、情報通信等）との連絡調整に関する事 ○ 県有施設の感染防止対策のとりまとめに関する事（他部局に関するものを除く） ○ 職員の心身のケアに関する事 ○ 人員の応援体制の調整に関する事 ○ 感染症に関する臨時予算の確保に関する事
地域創生部	○ 県内在住外国人等への情報提供に関する事 ○ 各種行事（地域振興行事、プロスポーツ等）の自粛要請に関する事
生活こども部	○ 県民生活の安全・安心に関する事 ○ 新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者の人権確保に関する事 ○ 私立学校等における感染予防に関する事 ○ 私立学校等における新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者の人権確保に関する事 ○ 児童福祉施設等への支援及び情報提供に関する事

第3部第1章 実施体制（準備期）

健康福祉部	○ 感染拡大防止に関すること ○ 感染症危機管理の総合調整に関すること ○ 患者の発生状況、感染規模の把握に関すること ○ 感染原因及び感染経路の究明に関すること（サーベイランス等） ○ 新型インフルエンザ等の検査に関すること ○ 医療体制及び医療機関の機能の確保に関すること（含む在宅患者支援） ○ 患者発生状況等の情報発信に関すること ○ 県民、医療機関等からの相談（他部局に係るものを除く）に関すること ○ 高齢者、障害者等への支援及び情報提供に関すること ○ 社会福祉施設等（高齢、介護、障害者、生活困窮者等）における感染予防に関すること ○ 食品の衛生指導に関すること ○ ライフライン事業者（水道）との連絡調整に関すること ○ 埋火葬に関すること ○ 新型インフルエンザ等ワクチン接種・流通調整に関すること ○ 新型インフルエンザ等接種に係る市町村との連絡調整に関すること ○ 県営ワクチン接種センターの運営に関すること
環境森林部	○ 廃棄物管理・適正処理に関すること ○ 野生動物等のインフルエンザに関すること ○ 関係事業者等への支援及び情報提供に関すること
農政部	○ 家畜等のインフルエンザサーベイランスに関すること ○ 農畜産物及び家畜の流通指導に関すること ○ ライフライン事業者（食品生産、食品流通）との連絡調整に関すること ○ 関係事業者等への支援及び情報提供に関すること
産業経済部	○ 商工事業者からの相談に対応し、必要に応じて可能な支援を行うこと ○ 生活関連物資確保のための協力要請に関すること ○ 物流機能維持のための連絡調整に関すること（他部局に関するものを除く） ○ 企業の事業活動の自粛等に関すること ○ 雇用情勢に係る情報収集、雇用維持支援施策に関すること ○ ライフライン事業者（燃料、食品製造等）との連絡調整に関すること ○ 感染症流行時における観光施策に関すること ○ 関係事業者等への支援及び情報提供に関すること
県土整備部	○ 下水道事業における汚水処理機能の確保に関すること ○ 新型インフルエンザ等の影響を受ける方の県営住宅への入居に関すること ○ 関係事業者等への支援及び情報提供に関すること
会計局	○ 指定金融機関及び収納代理金融機関の資金管理機能の確保に関すること

第3部第1章 実施体制（準備期）

企業局	○ 水道事業の水道用水供給機能の確保に関すること（県事業） ○ 工業用水道事業の工業用水供給機能の確保に関すること ○ 電気事業の電力供給機能の確保に関すること（県事業）
病院局	○ 県立病院の感染症医療の提供に関すること
議会事務局	○ 県議会の感染防止対策に関すること
教育委員会	○ 公立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校）における感染予防に関すること ○ 公立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校）における休業に関すること ○ 公立学校における新型インフルエンザ等発症者及び疑似症者に対する人権擁護に関すること
群馬県警察	○ 県民の安全と治安維持に関すること ○ 医療機関、薬局等での警戒活動に関すること
各行政県税事務所	○ 現地対策本部に関すること。 ○ 市町村が行う社会対応（県民の行動自粛、要援護者支援、埋火葬等）の支援に関すること。
保健所・衛生環境研究所	○ 第3部 第10章 検査に関すること ○ 第3部 第11章 保健に関すること、地域対策会議に関すること

第2節 初動期

（1）目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、県内の危機管理として事態を的確に把握するとともに、県民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等対策本部会議（以下「県対策本部会議」という。）や現地対策本部会議、地域対策会議を開催することで、県及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

（2）所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置【健康福祉部、総務部】

- ① 県は、県対策本部設置前に県内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、関係部局等間で情報共有を行うとともに、県内で新型インフルエンザ等の発生の疑いがある場合には、必要に応じて、国及び関係機関に報告する。
- ② 県は、県内外における発生動向等に関する情報収集・分析を強化し、効果的かつ迅速に実施するとともに、国及びJ I H Sが行うリスク評価の結果を速やかに関係部局間等で共有する。
- ③ 健康福祉部長は、事態に応じ、関係部局と緊急協議を行うとともに、事態に関する情報を知事に報告し、必要な指示を受ける。危機管理監は、感染症に係る危機管理の対応が必要な事態が生じた場合には、健康福祉部に協力しつつ、関係部局等との調整や連携した対策を実施する。
- ④ 県は、速やかに関係部局と対策会議等を開催し、情報の集約、共有及び分析を行い、県の初動対処方針について協議し、決定する。

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置【健康福祉部、総務部、地域創生部、振興局】

- ① 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表する⁵¹とともに、内閣総理大臣に報告する⁵²。
- ② 内閣総理大臣は、①の報告があったときは、り患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、閣議にかけて政府対策本部を設

⁵¹ 感染症法第44条の2第1項、第44条の7第1項及び第44条の10第1項

⁵² 特措法第14条

第3部第1章 実施体制（初動期）

置し、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、公示する⁵³。

県は、政府対策本部設置後、直ちに県対策本部を設置する⁵⁴。あわせて、市町村は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

③ 県は、全庁一体となった対策を強力に推進するため、県対策本部を設置した後、対策本部会議を開催する。各行政県税事務所は現地対策本部を設置し、地域における対策を推進する。また、保健福祉事務所（中核市においては保健所）ごとに地域対策会議等を設置し、地域における医療体制の連携を強化する。

④ 県は、県対策本部の設置にあわせて、感染症対策の実務の中核を担う部局の体制を強化するため、全庁から応援職員を招集し、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築する。

⑤ 国は、政府行動計画に基づいて基本的対処方針を決定し、直ちに公示し、周知を図る⁵⁵。

⑥ 国、県及び市町村は、必要に応じて、第1節（準備期）の対応を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

⑦ 県は、国が、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断した場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保【健康福祉部、総務部】

国は、県及び市町村における機動的かつ効果的な対策の実施のため、県及び市町村への財政支援⁵⁶について迅速に検討し、所要の措置を講ずる。県及び市町村は、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行する⁵⁷ことを検討し、所要の準備を行う。

⁵³ 特措法第15条

⁵⁴ 特措法第22条第1項

⁵⁵ 特措法第18条第3項、第4項及び第5項

⁵⁶ 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

⁵⁷ 特措法第70条の2第1項。なお、県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3節 対応期

（1）目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、県及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況並びに県民生活及び県内経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

（2）所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方【健康福祉部、総務部】

県対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制【健康福祉部、総務部】

- ① 県は、保健所や衛生環境研究所等と連携し、地域の感染状況について健康福祉部において一元的に情報を把握し、当該部局等の収集した情報とリスク評価を踏まえて、県内の感染状況に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ② 県は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

3-1-2. 国による総合調整及び指示【健康福祉部、総務部】

- ① 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、県及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う⁵⁸。新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当該総合調整に基づく所要の措置が実施されず、県及び指定公共機関における緊急かつ一体的な対策が行われる必要がある等、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において国は必要な指示を行う⁵⁹。

⁵⁸ 特措法第20条第1項

⁵⁹ 特措法第20条第3項。なお、J I H S以外の指定公共機関に対する指示は、緊急事態宣言時のみ可能である（特措法第33条第1項）。

第3部第1章 実施体制（対応期）

当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。

- ② 国は、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、県等、医療機関その他の関係機関に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整を行う⁶⁰。あわせて、県等が感染症法等に定める事務の管理等を適切に行わない場合において、全国かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国は必要な指示を行う⁶¹。

3-1-3. 県による総合調整【健康福祉部、総務部】

- ① 県は、県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する県の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う⁶²。
- ② また、県は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う⁶³。あわせて、県は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う⁶⁴。
- ③ 県は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するために国から総合調整及び指示があった場合、県内又は県外への新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要と認めるときは、総合調整に応じるとともに指示に従う。

⁶⁰ 感染症法第44条の5第1項、第44条の8又は第51条の4第1項

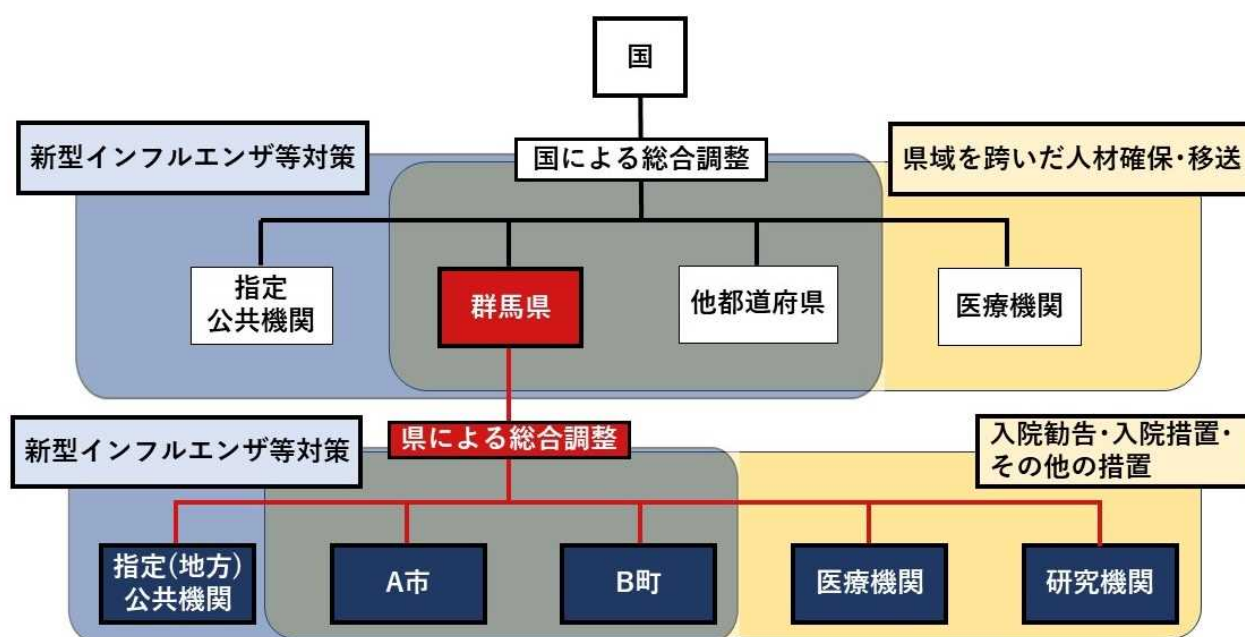
⁶¹ 感染症法第51条の5第1項又は第63条の2第2項

⁶² 特措法第24条第1項

⁶³ 感染症法第63条の3第1項

⁶⁴ 感染症法第63条の4

【図10 国・県による総合調整】



3-1-4. 政府現地対策本部の設置【健康福祉部、総務部】

県等は、県内に政府現地対策本部が設置⁶⁵された場合には、連携を図り、新型インフルエンザ等対策を進める。

3-1-5. 職員の派遣、応援への対応【健康福祉部、総務部】

- ① 県及び市町村は、新型インフルエンザ等対策の実施のため必要がある場合は、国に職員の派遣要請を行う。また、指定（地方）公共機関は、その業務に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため特に必要があると認めるときは、国に応援を求める⁶⁶。
- ② 県は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に対して応援を求める⁶⁷。
- ③ 県は、感染症対応に一定の知見があり感染者の入院等の判断や入院調整を行う医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて、他の都道府県に対して、当該医療関係者の確保に係る応援を求める⁶⁸。

⁶⁵ 特措法第16条第8項

⁶⁶ 特措法第26条の6

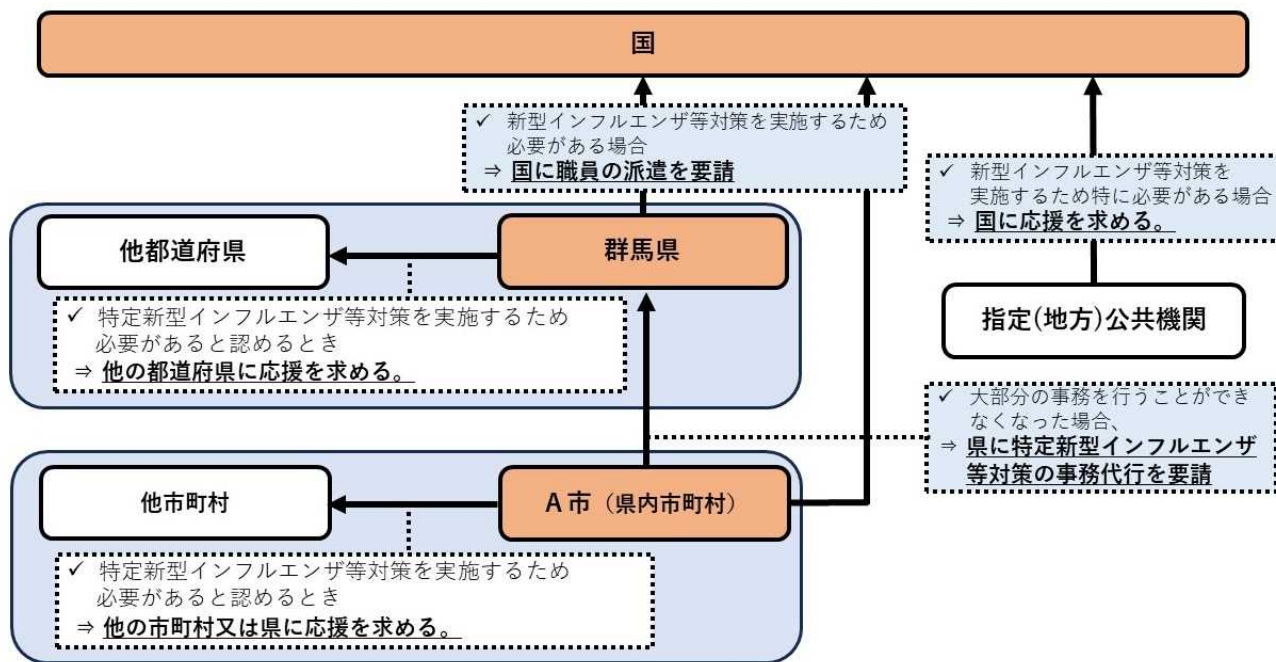
⁶⁷ 特措法第26条の3第1項

⁶⁸ 感染症法第44条の4の2

第3部第1章 実施体制（対応期）

- ④ 市町村は、新型インフルエンザ等のまん延により当該市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行⁶⁹を要請し、県はこれに対応する⁷⁰。
- ⑤ 市町村は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める⁷¹。県は、正当な理由がない限り、応援の求めに応ずるものとする⁷²。

【図11 職員の派遣、応援への対応】



3-1-6. 必要な財政上の措置【健康福祉部、総務部】

県及び市町村は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保⁷³し、必要な対策を実施する。

3-2. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-2-1. 政府対策本部の廃止【健康福祉部、総務部】

⁶⁹ 特措法第26条の2第1項

⁷⁰ 特措法第26条の2第2項

⁷¹ 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

⁷² 特措法第26条の4

⁷³ 特措法第70条の2第1項。なお、県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

第3部第1章 実施体制（対応期）

国は、新型インフルエンザ等により患した場合の病状の程度が、季節性インフルエンザにより患した場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法に基づき、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症と認められなくなった旨の公表がされたとき、若しくは感染症法に基づき、新感染症に対し、感染症法に定める措置を適用するために定める政令が廃止されたときに、必要に応じて推進会議の意見を聴いて、政府対策本部を廃止し、その旨を国会に報告するとともに、公示する⁷⁴。

3-2-2. 県対策本部の廃止【健康福祉部、総務部】

県は、政府対策本部が廃止されたときは、遅滞なく県対策本部を廃止する⁷⁵。

⁷⁴ 特措法第21条第1項及び第2項

⁷⁵ 特措法第25条